

沖縄県後期高齢者医療制度 被保険者の皆様へ

令和 8 年 8 月 1 日以降の取扱いについてのお知らせ

令和 8 年 8 月 1 日時点で ◎ 8 4 歳以下の

マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）をお持ちのみなさまへ

マイナ保険証をお持ちの 8 4 歳以下の被保険者の皆様へはお住まいの市町村から令和 8 年 7 月中に「資格情報のお知らせ」をお届けします。※「資格情報のお知らせ」のみでは、病院等の受診はできませんのでご注意ください。

お医者さんにかかるときは、「マイナ保険証」を利用してください。

マイナ保険証の読み取りができない場合は、

- ① スマートフォンの資格情報画面とマイナ保険証を窓口で提示する
 - ② 資格情報のお知らせとマイナ保険証を窓口で提示する
- ① ・ ② のいずれかで受診することができます。

マイナ保険証での受診が困難な方へ(資格確認書の申請)

マイナ保険証をお持ちの方でも以下の場合、資格確認書の交付を受けることができます。

- マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
- 介助者等の第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合などマイナ保険証での受診が難しくなった方(高齢者、障害者等)

上記の理由により、資格確認書の交付が必要な方は、お住まいの市町村の窓口で申請して下さい。

マイナ保険証の利用登録解除について

マイナ保険証の利用登録解除を希望される場合は、お住まいの市町村で申請してください。利用登録を解除された方へは、資格確認書を交付いたします。

令和 8 年 8 月 1 日時点で ◎ 8 4 歳以下の

マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）をお持ちでないみなさまへ

マイナ保険証をお持ちでない 8 4 歳以下の被保険者の皆様へはお住まいの市町村から令和 8 年 7 月中に申請なしで「資格確認書」をお届けします。

お医者さんにかかるときは、「資格確認書」を提示してください。

資格確認書を病院等の窓口で提示することで、これまでどおり一定の窓口負担で受診することができます。

資格確認書（みほん）

後期高齢者医療資格確認書			
有効期限	令和 9 年 7 月 3 1 日		
交付年月日	令和 8 年 8 月 1 日		
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8		
被 保 険 者	住 所	うるま市石川石崎 1 - 1	
	氏 名	後期高齢 保険沖太郎	性 別 男
	生年月日	昭和 2 3 年 1 月 1 日	
	資格取得年月日	令和 5 年 1 月 1 日	
	負担割合 発効期日	1割 令和 5 年 1 月 1 日	
	限度区分 発効期日	区II 令和 6 年 1 0 月 1 日	
	長期入院該当日		
	特定疾病区分 発効期日	区分A 令和 6 年 1 0 月 1 日	
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 3 9 4 7 2 1 3 9 </div> 沖縄県後期高齢者医療広域連合 公印		

令和 8 年 8 月 1 日時点で ◎ 8 5 歳以上のみなさまへ

8 5 歳以上の被保険者のみなさまへは、マイナ保険証の有無にかかわらず、お住まいの市町村から令和 8 年 7 月中に手続き無しで「資格確認書」をお届けします。「資格確認書」か「マイナ保険証」を病院等の窓口で提示することで、これまでどおり一定の窓口負担で受診することができます。